

【令和6～8年度 所得段階別保険料年額】

所得段階	対 象 者 (第1号被保険者)			介護保険料 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万9千円以下の人 		基準額×0.285	22,600円
第2段階	世帯 全員が 住民税 非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額が 80万9千円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	38,500円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額が 120万円を超える人	基準額×0.685	54,300円
第4段階	本人が 住民税 非課税 (世帯の中 に住民税 課税者が いる状態)	同一世帯の中に住民税が課税されている方がおり、 かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万9千円以下の人	基準額×0.9	71,200円
第5段階 (基準額)		同一世帯の中に住民税が課税されている方がおり、 かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万9千円を超える人	基準額×1.00	79,200円 (基準額)
第6段階	本人が 住民税 課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	95,000円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円 未満の人	基準額×1.30	102,900円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円 未満の人	基準額×1.50	118,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円 未満の人	基準額×1.70	134,600円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円 未満の人	基準額×1.90	150,400円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円 未満の人	基準額×2.10	166,300円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円 未満の人	基準額×2.30	182,100円
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	190,000円	

※介護保険料（令和6年度～令和8年度）の基準額は、月額6,600円です。

※第1段階～第5段階の方は、合計所得金額に公的年金収入に係る所得は含まれません。

※介護保険料は、介護保険法施行令第39条により「合計所得金額」を用いて段階が区分されます。

・合計所得金額とは、同施行令第22条の2第1項において「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう」とされています。

★第1段階～第3段階の方は、公費により介護保険料が軽減されています。